

いわき都市計画地区計画の決定（いわき市決定）

都市計画岩間地区計画を次のように決定する。

名 称		岩間地区計画			
位 置		いわき市岩間町天神前、天神後、塚原、沼田、小藪、輪山、仁反田、竹ノ花、岩下、川田の各一部の区域			
面 積		約 33.4ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、JR常磐線植田駅より東方約2kmに位置し、南側には火力発電所が立地しており、都市計画マスタープランにおいては、エネルギー関連の機能を有する地域特性を踏まえて、新たな拠点開発に努めることとしている。</p> <p>そこで、地区周辺に環境悪化をもたらさないよう配慮しながら、地区南側に立地する火力発電所との一体的な発展と良好な工業生産環境の創出を図り、適正な土地利用へ誘導し、優れた都市の生産環境を形成し保持することを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>エネルギー関連施設、事務所等を適切に配置しながら、周辺の住環境に配慮した土地利用を誘導する。主として、A地区にエネルギー関連工場等、B地区に事務所等の集積を図り、C地区は福利厚生施設を配置し、周辺の住環境に配慮した土地利用を図る。</p>			
	地区施設の整備方針	<p>地区内に、隣接する道路との円滑な結びつきを図るため、適正に道路を配置する。また、周辺の住環境に配慮した緩衝緑地を適正に配置する。</p>			
	建築物の整備の方針	<p>良好な工業生産環境を創出し、かつ周辺の住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>			
地区	建築物等の用途の制限に関する事項	地区施設の配置及び規模		配置は、計画図表示のとおり	
		道路	市道塚原・東ノ作線 幅員 8.0 m 延長 約 340 m		面積 約 0.8 ha
		緑地	市道割餘・沼田線 幅員 8.0 m 延長 約 320 m		
地区の区分(名称及び面積)	A地区 面積 約 25.6 ha	B地区 面積 約 3.1 ha	C地区 面積 約 4.7 ha		
整備計画	建築物等の用途の制限	<p>工業地域で建築可能な建築物のうち、次の各号の一に該当する建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、長屋又は下宿 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 3 カラオボックスその他これらに類するもの 4 麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 図書館その他これらに類するもの 7 自動車教習所 8 畜舎 	<p>工業地域で建築可能な建築物のうち、次の各号の一に該当する建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、長屋又は下宿 2 危険性や環境を悪化させるおそれが大きい工場 3 火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵又は処理に供する施設のうち、取り扱う危険物の量が多い施設 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 5 麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等その他これらに類するもの 6 自動車教習所 7 畜舎 	<p>工業地域で建築可能な建築物のうち、次の各号の一に該当する建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、長屋又は下宿 2 危険性や環境を悪化させるおそれが大きい工場 3 火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵又は処理に供する施設のうち、取り扱う危険物の量が多い施設 4 倉庫業を営む倉庫 5 麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等その他これらに類するもの 6 自動車教習所 7 畜舎 	
備 考					

「区域、地区施設の配置及び建築物等の用途の制限に係る地区区分は計画図表示のとおり」

理 由 当地区は、火力発電所が隣接し、区域内の西側には関連する工場や事務所等の集積が図られている。よって、エネルギー産業の集積地区として、一体的な発展と良好な工業生産環境の創出を図り、適正な土地利用へと誘導し、優れた都市の生産環境を形成し保持するため、本案のとおり地区計画を決定するものである。

